

平成 26 年度 海洋・港湾構造物設計士資格認定試験

受験案内

平成 26 年 4 月

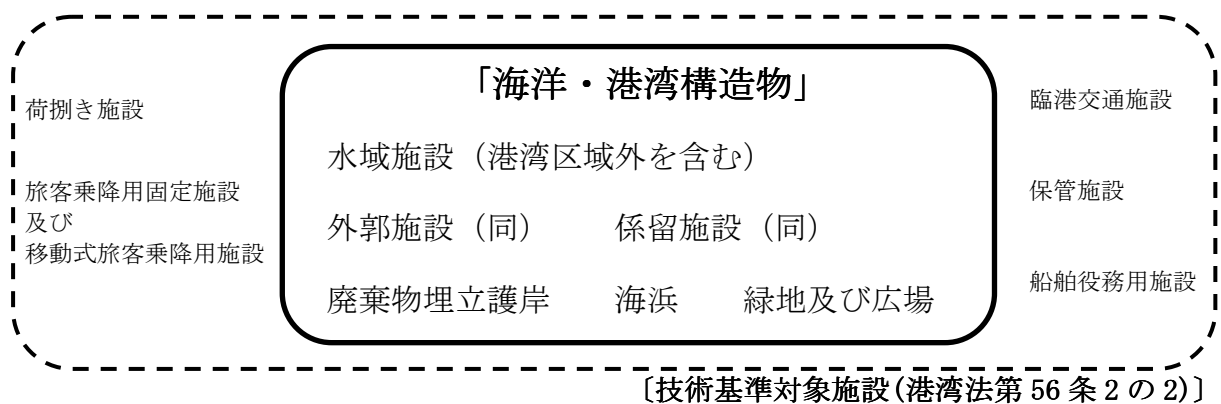
一般財団法人 沿岸技術研究センター

1. 海洋・港湾構造物設計士資格制度の目的

性能設計の体系では、設計や照査の作業が設計者の裁量に委ねられることになり、設計成果品の品質を確保しつつ、創意工夫を凝らした自由な発想に基づく設計ができる優れた技術者※が求められています。本資格制度は、海洋・港湾構造物の性能設計に係る技術者の専門的な知識及び技術について審査し、その専門性を認定するものです。

※参考として「海洋・港湾構造物設計士がめざすもの」（平成24年2月）をホームページ上で掲載しています。

ここで、海洋・港湾構造物とは、港湾法第56条2の2において定義された技術基準対象施設の内、水域施設（港湾区域外を含む）、外郭施設（同）、係留施設（同）、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地及び広場を対象とします（下図参照）。また、技術者については、建設コンサルタント、建設会社、製造会社、行政機関、研究機関及び教育機関等に勤務する技術系職員を対象とします。



2. 海洋・港湾構造物設計士資格認定試験の概要

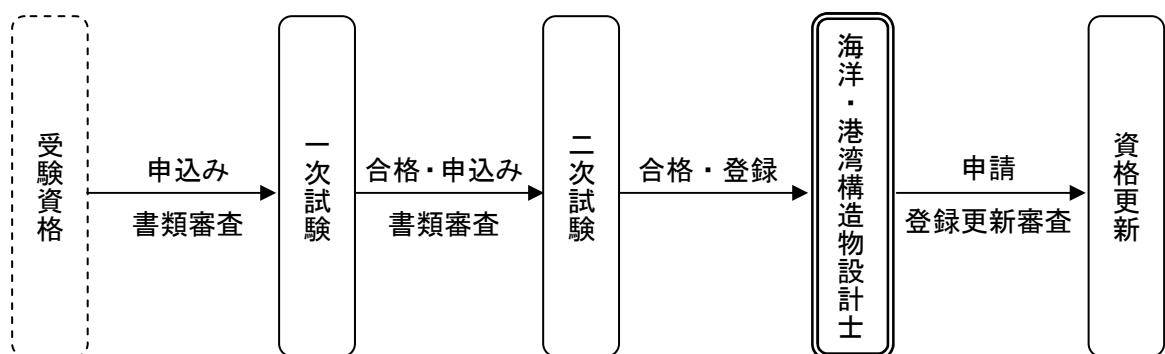
海洋・港湾構造物設計士資格制度は、現行の資格(技術士及びRCCM等)に比べ、より海洋・港湾構造物に関する設計分野に特化し、その専門性を認定するものです。

海洋・港湾構造物設計士資格認定試験は、一次試験及び二次試験に分けて行います。二次試験は、一次試験合格者のみ受験できます。

二次試験合格者は、「海洋・港湾構造物設計士」となる資格を有することになります。一次試験合格により付与される資格ではありません。

また、本資格制度には、構造物種別等による部門の分類はありません。

〔認定試験の仕組み〕



3. 申込み受付期間

【一次試験】

平成26年 4月14日（月） ～ 5月 16日（金）

（受付時間：受付開始日の午前10時～受付終了日の午後4時）

【二次試験】

平成25 年 8月中旬 ～ 9月中旬

※詳細が決まり次第、ホームページ上に掲載します。

4. 受験申込み手続き

受験申込み手続きは、インターネットを通じて行います。（ <http://www.cdit.or.jp/> ）

受験申込み手続きは、次の通りとなります。

【一次試験】

- ① 一次試験の受験申込みは、インターネット上で行ってください。一次試験の受験申込みをされた方には、受験料の振込み方法、必要書類の提出方法などについてご連絡します。なお、受験料の振込み期限は、受験申込みから7日間（土日・祝日を除く）とします。
- ② 必要書類は、以下の通りです。
 - a) 受験願書（別添様式-1）
 - b) 受験者確認票（別添様式-2）
 - c) 実務経歴証明書（別添様式-3、所属する勤務先の証明印を受けたもの）
 - d) 最終学歴の卒業・修了証書（コピー）または卒業・修了証明書（原本）
- ③ 上記書類の審査後、当センターから1次試験の受験票を送付します。

【二次試験】

- ① 一次試験合格者は、二次試験の受験申込みをインターネット上で行ってください。二次試験の受験申込みをされた方には、受験料の振込み方法、必要書類の提出方法などについてご連絡します。なお、受験料の振込み期限は、受験申込みから7日間（土日・祝日を除く）とします。
- ② 書類の審査後、当センターから二次試験の受験票を送付します。

5. 試験日及び合格発表

(1) 一次試験

試験日：平成26年 7月6日（日）午前から午後まで

（当日の試験時間は、当センターのホームページにてご確認ください）

合格発表日：平成26年 8月中旬

(2) 二次試験

設計実務経験に関する論文の提出期間：平成26年9月中旬 ～ 10月中旬

注1)提出締切日の消印があるものまで有効とします。

面接試験日：平成26年11月上旬～中旬のうち1日

（面接試験の日時は、受験票にてご確認ください）

合格発表日：平成27年 2月上旬

注2)日程の詳細が決まり次第、ホームページ上に掲載します。

注3)一次試験に合格し、二次試験を受験しなかった方、または二次試験不合格の方も、一次試験に合格した翌年度から2年間については、一次試験を免除し、二次試験からの受験が可能です。

ここで、平成23年度一次試験合格者の方は、同26年度より一次試験の免除期間が失効しますので、ご注意ください。

例：平成24年度一次試験合格者 → 平成26年度まで二次試験受験可能

平成25年度一次試験合格者 → 平成27年度まで二次試験受験可能

6. 受験地

(1) 一次試験：東京23区内、大阪市内、札幌市内

注1) 受験申込み時にいずれかの受験地を選択してください。

注2) 各受験地の試験会場は、詳細が決まり次第、ホームページ上に掲載します。

(2) 二次試験：東京23 区内を予定

注) 試験会場は、詳細が決まり次第、ホームページ上に掲載します。

7. 受験料

(1)一次試験：16,200 円(税込み)

(2)二次試験：16,200 円(税込み)

提出書類を審査して、書類の不備または受験資格要件を満たさない場合は受験できません。受験料振込み後は、返還しませんので、書類作成等に関して不明な点がある場合には、当センターまで事前にお問い合わせください(連絡先は、「13. お問い合わせ」参照)。

8. 受験資格

受験資格を確認するため、実務経歴証明書を提出してください。なお、実務経歴証明書は、以下の事項に留意して、別添様式-3にて作成してください。

8-1. 受験要件

受験資格は、以下のA、Bの要件をすべて満たしていることとします。

受験要件A

“学歴”並びに“海洋・港湾構造物等の研究、調査、計画、設計、工事及び管理のいずれかに関する実務”（以下、「海洋・港湾構造物等に関する実務」という）の経験が、次のA-1～4のいずれかの条件を満足していること。

- A-1 大学卒業者にあつては、海洋・港湾構造物等に関する実務について7年以上の経験を有していること。なお、大学院修士課程または博士課程における海洋・港湾構造物等に関する実務は、2年を限度として経験年数に算入することができます。
- A-2 短期大学もしくは高等専門学校卒業者にあつては、海洋・港湾構造物等に関する実務について9年以上の経験を有していること。
- A-3 高等学校卒業者にあつては、海洋・港湾構造物等に関する実務について11年以上の経験を有していること。
- A-4 上記各項に該当する学歴と同等以上であると認められる学力を有し、かつ各項の実務経験を有していること。

① “学歴”については、以下の通りとします。

- ・ 学歴は、文部科学省の学校教育法に基づくものとします。
- ・ 旧大学は大学、旧専門学校は短大、旧中等学校（実業学校を含む）は高等学校と同等と認めます。
- ・ 2年制の専修学校卒業者は、短期大学卒業と同等と認めますが、1年制の場合は高等学校卒業扱いとなります。
- ・ 大学・短大又は高等学校等の夜間部卒業者で、その在学中の実務期間を実務経験年数に加えた場合は、その一つ前の学歴が最終学歴となります。夜間部卒業を最終学歴とした場合は、その在学中の実務期間は実務経験年数とはみなしません。

② “海洋・港湾構造物等に関する実務”については、以下の通りとします。

- ・ 海洋・港湾構造物等は、港湾法第56条2の2において定義された技術基準対象施設である水域施設（港湾区域外を含む）、外郭施設（同）、係留施設（同）、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地及び広場のほかに、港湾法以外（海岸法、河川法、漁港漁場整備法、航空法）の適用を受ける同種の構造物も原則対象とします。また、民間及び海外の事業における、同種の構造物も原則対象とします。

- ・ 海洋・港湾構造物等に関する実務の経験年数は、研究、調査、計画、設計、工事及び管理のいずれか1つの分野あるいは各分野の組み合わせによる通算とします。なお、海洋・港湾構造物等に関する研究または調査には、技術開発も含まれるものとします。
- ・ 海洋・港湾構造物等に関する実務は、契約行為の有無に関わらず全て対象とします。
- ・ 海洋・港湾構造物等に関する仮設工のみを対象とした実務は、認められません。
- ・ 下請けとしての海洋・港湾構造物等に関する実務も対象となります。

受験要件B

“海洋・港湾構造物等の設計に関する実務”に通算3年以上の経験を有していること。

ここで、“海洋・港湾構造物等の設計に関する実務”とは、以下の通りとします。

- ・ 海洋・港湾構造物等は、受験要件Aと同様とします。
- ・ 海洋・港湾構造物等の設計に関する実務は、契約行為の有無に関わらず全て対象とします。
- ・ 海洋・港湾構造物等の設計に関わる研究、調査についても、設計に関する実務として認めます。
- ・ 海洋・港湾構造物等に関する仮設工のみを対象とした設計は、認められません。

8-2. 受験資格の証明に関する留意事項

(1) **受験要件A**の証明に関する留意事項は、以下の通りとします。

- ① 学歴については、卒業・修了証書(コピー)または卒業・修了証明書(原本)の提出により受験資格を証明することが必要となります。
- ② 海洋・港湾構造物等に関する実務の経験については、実務経歴証明書の提出により受験資格を証明することが必要となります。
- ③ 実務経歴証明書には、“勤務先名”、“従事期間”、“実務件名または実務の内容”を記載してください。なお、“従事期間”については、月数で記入してください。
- ④ 1つの“従事期間”において、海洋・港湾構造物等に関する実務を複数並行して実施している場合、主要な実務と思われる方を選択し、“実務件名または実務の内容”の欄に記載してください。
- ⑤ 実務経験年数は、平成26年3月末日現在で計算してください。

(2) **受験要件B**の証明に関する留意事項は、以下の通りとします。

- ① 海洋・港湾構造物等の設計に関する実務の経験については、実務経歴証明書の提出により受験資格を証明することが必要となります。

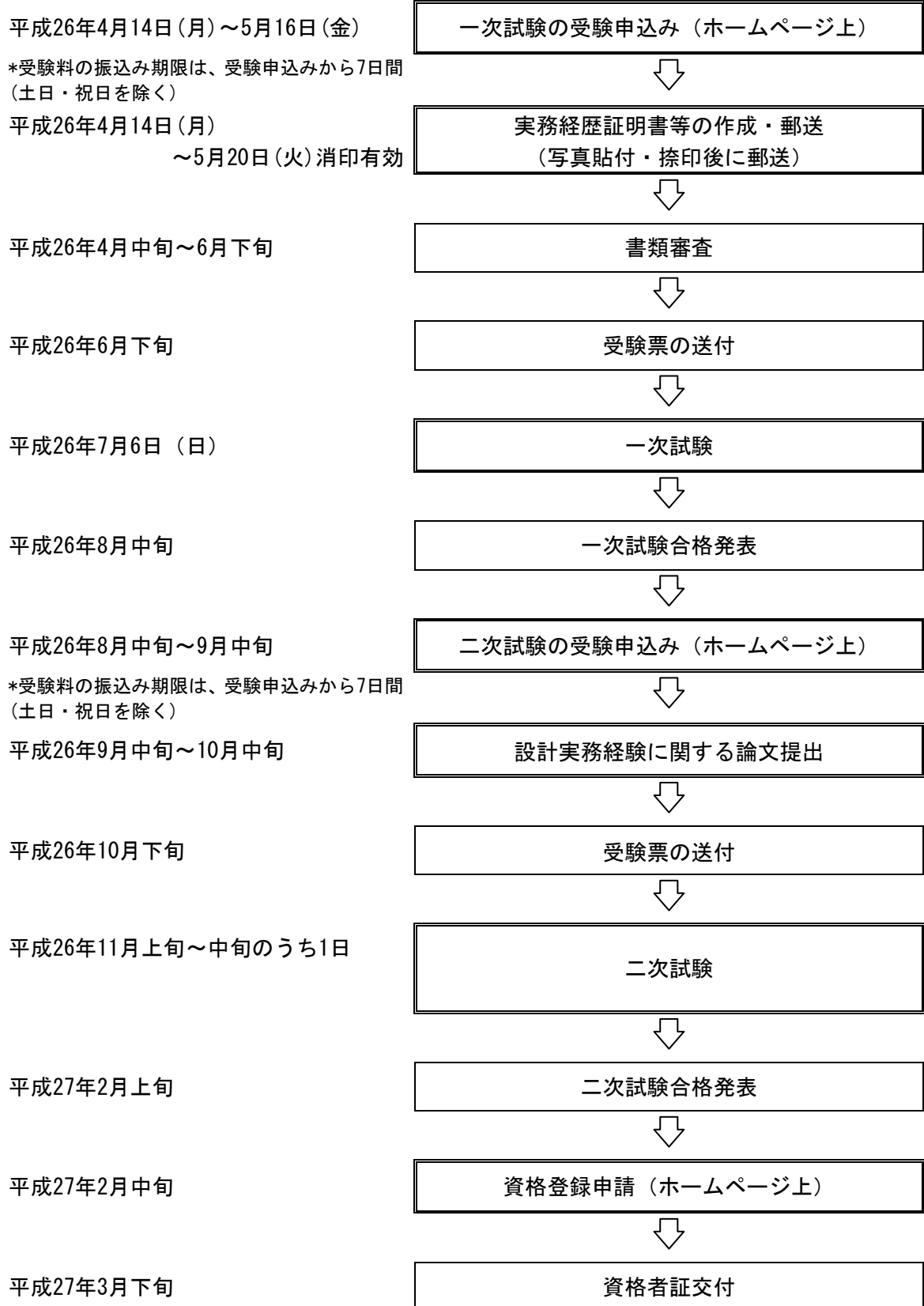
- ② 実務経歴証明書には、受験要件Aに関して記載した事項に加え、受験要件Bに関する事項として“設計に関する実務の概要”、“設計実務に従事した立場”を記載してください。なお、海洋・港湾構造物等の設計に関わる研究、調査についても、設計に関する実務として認めますので、同様に記載してください。
- ③ “設計実務に従事した立場”については、契約行為がある場合は、管理技術者、照査技術者、担当技術者、調査職員、担当職員を記載してください。また、契約行為がない場合は、管理技術者、照査技術者、調査職員に相当する実務の場合には“管理者”、また、担当技術者、担当職員に相当する実務の場合には“担当者”と記載してください。
- ④ 1つの“従事期間”において、海洋・港湾構造物等の設計に関する実務を複数並行して実施している場合、主要な実務と思われる方を選択し、“設計に関する実務の概要”の欄に記載してください。
- ⑤ 実務経験年数は、平成26年3月末日現在で計算してください。

(3)その他

- ① 技術者の職種ごとに実務経歴の記入例を示していますので、参考にしてください。
- ② 複数の勤務先について実務経歴を記載する場合、実務経歴証明書の証明は、現在の勤務先で受けてください。
- ③ 学歴、実務経歴などに虚偽の記載があった場合には、受験資格、あるいは合格を取り消します。

9. 主なスケジュール

受験申込みから資格認定までの流れは、以下のようになります。



10. 試験の実施要領

【一次試験】

一次試験の出題分野、試験方法、出題数、試験時間は、次の通りです。

試験区分		出題分野	試験方法	出題数	試験時間
一次試験	基礎	①港湾法及び港湾法に関連する基準・規則等の基礎知識 ②海洋・港湾構造物の設計に関する海象、地象、材料等の基礎知識 ③水域施設、係留施設、外郭施設等の設計に関する基礎知識	択一式	30問 (30問必須)	1.5時間
	専門	①海洋・港湾構造物の設計に関する海象、地象、材料等の専門的な知識 ②水域施設、係留施設、外郭施設等の設計に関する専門的な知識及び技術	択一式	40問 (30問選択)	1.5時間

注) 一次試験の可否は、基礎及び専門の合計だけではなく、基礎及び専門のそれぞれが一定水準に達していることが要求されます。

【二次試験】

二次試験の試験内容、試験方法、試験時間は、次の通りです。

試験区分	試験内容	試験方法	試験時間
二次試験	①実務経歴証明書の内容、設計実務経験に関する論文(注記参照)に基づく専門的な知識及び技術 ②技術者倫理等	面接試験	45 分 程 度

注1) 設計実務経験に関する論文は、二次試験の受験申込み後、所定の期間内に提出してください。

注2) 設計実務経験に関する論文は、実務経歴証明書(別添様式-3)に記載した設計に関する実務の中から記述してください。それ以外の場合は、減点対象となりますのでご注意ください。

注3) 設計実務経験に関する論文の内容については、平成25年度の『二次試験「設計実務経験に関する論文」について』をホームページ上で公表していますので、確認して下さい。

注4) 設計士に求められる基本的要件等や職域別に求められる設計士像についてまとめた「海洋・港湾構造物設計士がめざすもの(平成24年2月8日制定)」を作成いたしました。

試験前に必ずお読みください。

「海洋・港湾構造物設計士がめざすもの」は以下のアドレスよりご参照ください。

<http://www.cdit.or.jp/lecture/sekkei-future-doc.pdf>

1 1. 資格の登録

二次試験合格者のうち、登録申請をされた方には、海洋・港湾構造物設計士資格者証を交付します。海洋・港湾構造物設計士として登録された場合にのみ、資格登録者として海洋・港湾構造物設計士の名称を用いることができます。

資格登録及び資格者証交付料は、5,400 円(税込み)です。なお、二次試験合格者の登録可能期間は、試験合格年度の翌年度末までですので、ご注意ください。

1 2. 資格登録の有効期間と更新条件

- (1) 資格登録の有効期間は、登録時期に関わらず試験合格年度の翌年度4月1日から5年間となります。
- (2) 資格登録の有効期間終了時には資格登録の更新が必要です。この場合、有効期間内の海洋・港湾構造物等に関する実務実績、及び技術力の維持・向上のための継続学習の実施等が更新条件となります。
- (3) 更新条件の詳細については、ホームページ上で公表しています。

1 3. お問い合わせ

海洋・港湾構造物設計士資格認定試験に関する書類提出先、問い合わせ先は、以下の通りです。

一般財団法人 沿岸技術研究センター 試験資格登録室

〒102-0092 東京都千代田区隼町3-16 住友半蔵門ビル 6 F

TEL : 03-3234-5862 FAX : 03-3234-5877

E-mail : cdit-sekkei@cdit.or.jp

個人情報等に関する取り扱い

一般財団法人沿岸技術研究センターは、受験者が提出した書類の記載内容及び受験者の試験内容・合否等の個人情報等について、本試験に関わる連絡、本人確認及び採点等の事務の目的に限り利用します。外部から個人情報等の公開・提供の依頼があった場合でも、その要請を拒否し、受験者のプライバシー保護を遵守します。

ただし、法令により、個人情報等を開示する場合があります。